

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、従業員は取締役会が定めるキャンドウ行動規範を基本的な行動準則として業績目標の達成を通じて企業価値を長期安定的に向上させていくことを経営の最重要課題とし、そのために迅速で公正な経営意思決定を重視しつつ、監視・監督機能が十分発揮されるガバナンスシステムを構築することを基本的な姿勢と致します。

【原則2-2、原則3-1-2】

また、当社は、国内外に直営店、フランチャイズ店等の形で日常生活に必要不可欠な日用品、消耗品を中心とする商品の提供を均一価格にて行うことで、各ステークホルダーに対する価値創造によって企業価値を向上させてまいります。その実現のために、社会のニーズに応じた事業展開を行うとともに、上場企業として中長期的かつ安定的に経済価値創造を行う最良のコーポレート・ガバナンスを追求致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

コーポレートガバナンスコードにおける「特定の事項を開示すべきとする原則」のうち、以下の原則については実施しておらず、今後の取り組み方法を検討中であります。

【補充原則1-2-4株主総会における権利行使】

株主構成議決権電子行使プラットフォームの利用は現在行っておりません。現状での議決権行使率が9割強あるため、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら、導入するか否かを判断してまいります。

【原則3-1情報開示の充実】

(5)取締役個々の選任・指名についての説明

当社は、役員の選任を行う際、略歴の説明にとどまり、個々の選任理由、指名理由は開示しておりませんが、次年度から株主総会参考書類において開示することを検討しております。

【補充原則3-1-2英語での情報開示】

招集通知の英訳については現在行っておりませんが、機関投資家、海外投資家を含め、株主が議決権行使しやすい環境づくりは必要と認識しております。海外投資家の比率等を勘案し判断いたします。

【補充原則4-10-1任意の仕組の活用】

取締役会の指名・報酬に関する諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会は、経営陣の報酬について、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮し、中長期的な業績を反映させ、現金報酬と不定期で実施しているストックオプションに係る報酬をその割合とともに適宜検討することとしており、現行の仕組みで適切に機能すると考えております。

【補充原則4-11-3取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の実効性についてその結果の概要を開示してはおりませんが、毎年1回、取締役各個の自己評価に係る報告を参考としつつ、取締役会の構成や運営状況について話し合う場を設けることとしており、その結果の開示の方法に関しては引き続き検討をしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-4いわゆる政策保有株式】

1. 当社は、相手方との関係・提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有することがあります。これを保有する場合には、毎期その保有の意義・経済性・リスク等を検証するとともに、その議決権行使に関しては当社の長期安定的な企業価値向上の観点から判断を行います。

【原則1-7関連当事者間の取引】

当社は、当社が役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主の利益を害する事がないよう、管理部におけるリーガルチェックを実施するとともに、取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な場合を除き、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

【原則3-1開示情報の充実】

当社では、経営指標についてはキャンドウコーポレートガバナンス・ガイドラインに規定、収益改善によりROE10%以上に引き上げることを目指してまいります。

(1)経営方針等や経営戦略、経営計画

経営理念

価値観 100円のすばらしさに誇りを持ち、どこまでも追求する

志すべき所 老若男女すべての人を利用するブランドにする

使命 100円で人(お客様・取引先・従業員)を幸福にする

ブランドプロミス 100円で人を感動させたい
ブランドストローガン まいにちに発見を。
ビジョン 信頼No.1

(2)当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣の報酬等はその役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動議付や優秀な人材の確保に配慮して決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

企業理念及びコーポレートガバナンス・ガイドラインに基づき、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、取締役の職務の執行に対する監督において機能を発揮することができる十分な知識および経験ならびに高い見識を有すると認められることを取締役候補者の要件としております。

【補充原則4-1-1経営陣に対する委任の範囲】

当社は、当社経営陣に対する委任につき、以下に定める範囲の取締役会の付議事項を除き、可能な限り、業務執行担当者に委任することとし、適時適切な業務執行を実現するよう努めることとします。

1. 株主総会に関する事項 株主総会の招集、付議議案内容の決定、招集者及び議長の決定
2. 役員に関する事項
3. 決算に関する事項
4. 株式に関する事項
5. 重要な組織及び人事に関する事項
6. 重要な業務執行に関する事項
7. その他法令上取締役会にて決定すべき事項

【原則4-8独立社外取締役の有効な活用】

監査等委員会設置会社への移行

事業のグローバル化の進展、及び国内外の関係規制の強化などによる経営環境の変化などを踏まえ、当社は独立社外取締役を3名選任し、監査等委員会設置会社へ移行致しました。当社の取締役会の構成員の50%が独立性のある社外取締役となります。

また、経営陣との連絡調整については、監査等委員である独立社外取締役から筆頭者を決め、業務執行取締役からも、窓口となる担当取締役を定めることで連携に係る体制整備を行っております。

【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、経営監督機能を発揮するために取締役6名のうち、社外取締役3名を選任しており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

なお、独立性判断基準については、法令及び東京証券取引所の定める独立性基準に準じております。

【補充原則4-11-1取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方】

当社の取締役会は、経営、業界、専門分野等に精通し、知識、経験、能力を十分に有する取締役にて構成され、定款にて取締役の数を10名以内としております。そして、そのうち社外取締役の人数は少なくとも2名以上であることが適切であると考えております。

当社の取締役会は全体として、知識、経験、能力のバランス及び取締役会の多様性並びに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点をもちつつ、機動的な意思決定ができるよう、当社にとって最適となるように努めております。

【補充原則4-11-2取締役の兼任状況】

会社役員の重要な兼職の状況は次の通りです。

上拾石取締役・監査等委員 上拾石法律事務所、KOA株式会社
株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2取締役に対するトレーニングの方針】

取締役は、当社の顧問である会計士、税理士、弁護士等やその他外部専門家との会合、勉強会等を通じ、当社を取り巻く現在環境や課題を共有し、常に認識、検討対応できる機会の確保に努めております。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資者との対話を補助する管理部の各部門担当者が有機的に連携することにより以下の施策を実施いたします。

1 四半期決算、記者会見の実施その他決算説明会の定期的な開催、自社ウェブサイトによるIR資料の適時適切な公開、月次売上高前年比速報の継続開示、決算期2週間前の沈黙期間を除くスマートミーティング等を実施致します。

2 当社は前項による施策を通じ、株主、投資者の意見や関心などを定期的に取締役会において確認、検討、分析し、将来の経営目標、経営計画の策定に対し効果的に反映するように努めます。

3 当社は、第1項による施策の実施や実施に際しての未公表の重要事実を漏洩することのないよう、社内規定の定める内部情報および内部者取引の未然防止による措置を厳格に適用し、かつその運営状況を定期的に検証し、必要な見直しを行うこととします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
城戸 一弥	3,108,000	18.53
城戸 恵子	2,256,000	13.45

有限会社ケイコーポレーション	2,205,600	13.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口)	217,600	1.29
キャンドウ取引先持株会	180,900	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9)	150,900	0.89
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	135,100	0.80
セントラル短資株式会社	135,000	0.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口5)	107,900	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口3)	105,000	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
上拾石 哲郎	弁護士												
徳永 憲彦	他の会社の出身者												
田村 稔郎	公認会計士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上拾石 哲郎	○	○	—	弁護士としての高度な専門知識およびコンプライアンスに関する高い見識を当社の監査体制に反映していただけると判断したためであります。 また、同氏は当社との利害関係がなく、独立役員として適任である判断しております。
徳永 憲彦	○	○	—	金融機関における経営経験に基づく企業戦略、財務およびIRに関する高い見識を当社の監査体制に反映していただけると判断したためであります。 また、同氏は当社との利害関係がなく、独立役員として適任であると判断しております。

田村 稔郎

○ ○ —

公認会計士として、企業経営に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監督等に充分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。

また、同氏は、当社との利害関係がなく、独立役員として適任であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では、現時点で監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くこととしております。

監査補助者の選任、異動、人事考課については、取締役会との協議事項としております。

監査補助者は、監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとしております。

また、監査等委員に関する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は内部統制部門をつかさどる内部統制委員会に出席する他、業務監査を監査等委員である取締役と連携して実施し、監査等委員である取締役を通じ監査等委員において情報を共有することにより、監査の効率化を図るとともに、経営監視機能を担保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員であります3名の監査等委員である取締役全員を独立役員としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業績目標達成のモチベーション向上のため、将来の期待並びに過去の実績等の総合判断により、不定期に取締役にインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の個別報酬につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので、記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認・可決された報酬枠の範囲内で職責、貢献内容等を総合的に勘案のうえ、個別報酬を決定する方針としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制としては、専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理部および内部監査室が適宜必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、社会的に信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保するとともに、業績目標の達成を通じて企業価値を長期安定的に向上させていくことを経営の最重要課題と認識しております。

そのために迅速で公正な経営意思決定を重視するとともに、監視監督機能が十分に発揮されるガバナンスシステムの構築と運営に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。当該体制により、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで、これまで以上に業務執行取締役に対する監督機能を強化し、且つ監督と業務執行を分離することで、迅速な意思決定を行うことにより、コーポレートガバナンスの更なる充実が図れると判断いたしました。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が11月で集中月ではないため、集中日にも該当しません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の決算短信の公表日に説明会を開催し、決算内容、経営方針、戦略、業績予想等について説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算発表資料、月次売上高速報などの開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念を価値観、志すべき所、使命に分け、使命において100円で人(お客様・取引先・従業員)を幸福にするとし、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。
その他	当社では、信頼No.1のビジョンを掲げ、顧客、株主、取引先ならびに地域の皆様など各ステークホルダーから信頼される企業となるよう努めるとともに、コンプライアンス活動の推進にも積極的に取り組んでおります。 また、経営に関する重要な情報を積極的かつ適時適切に開示することを心がけ、公正かつ透明性の高い経営を目指しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範に適合した行動をとるための規準である「キャンドウ行動規範」の更なる周知徹底を図ります。「内部統制委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの取組みの推進・向上を図ります。また、社長直轄の内部監査室が社内業務全般のコンプライアンス状況を監査するとともに、内部通報制度によりコンプライアンス上、疑義ある行為の把握と防止に努めます。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録した文書等(電磁的媒体を含む)を保存し、必要に応じて監査等委員である取締役が検索・閲覧可能な状態で管理します。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理の基本方針は取締役会にて決定するものとし、リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、各業務毎のリスク管理体制を構築し、損失発生の事前防止に努めます。また、「内部統制委員会」が全社のリスク管理を統括し、各部署におけるリスク管理体制整備を支援、推進するとともに、その実施状況の評価、リスク管理担当取締役への報告を行います。不測の事態が発生した場合は社長直轄の「対策本部」を設置し、損害を最小限に止めるべく迅速に対応します。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「中期経営計画」及び「年度予算」を策定します。これを達成するために各部署毎に目標を設定し、原則毎月開催する取締役会で担当取締役がその進捗と対策実施状況を報告します。取締役会の下部に「経営会議」を設け、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲での機動的な業務意思決定を行います。各業務の執行は「業務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行されます。

(5)当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は「キャンドウ行動規範」を遵守し、また、グループで「ビジョン」を共有し、グループ全体としてのコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めます。

グループ各社を担当する取締役は当該会社の管理体制を整備し、業務執行状況を取締役会に定期的に報告します。

当社は、当社グループにおけるリスクを抽出し、内部統制委員会において当該リスクがもたらす損失発生を防止するための対策を定めることとし、リスク発生時の最小化のための事後処理、再発防止策の効果的かつ効率的な実行により、事業継続と安定的発展を確保することとします。

当社と子会社間の取引については、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施します。子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使します。

当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため定期的に連絡会を設け、更に監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と連携してグループ企業の監査を実施します。

(6)当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保について

必要に応じて、監査等委員会の業務を補助すべき使用者を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事考課については取締役会の協議事項とします。監査補助者は監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用者の指揮命令は受けないものとします。

(7)監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査補助者は、専ら監査等委員である取締役の指示に従ってその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員会又は監査等委員である取締役から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、独立性を確保するため、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用者の指揮命令は受けないものとします。

また、監査等委員に対する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図ります。

(8)当社の監査等委員以外の取締役及び使用者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

定例取締役会において代表取締役及び各業務執行取締役は担当する業務の執行状況を報告します。この他、監査等委員である取締役は経営会議等の重要会議への出席、監査等委員以外の取締役及び使用者からの説明・報告、業務執行に関する文書等の閲覧を求めることができるものとします。代表取締役及び各業務執行取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告します。また、内部監査の状況、内部通報の状況についても適時に監査等委員会に報告します。監査等委員会は、代表取締役及び各業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ意見・情報交換のための会合を定期的に開催します。

(9)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用等の前払い又は償還手続きについては、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、監査等委員の請求等に従い、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を断絶するため「キャンドウ行動規範」を定めております。本行動規範に基づき、反社会的勢力については、毅然として対応し、一切関係を持ちません。

また、その実効性を担保するために「株式会社キャンドウ コンプライアンスマニュアル」を定め、定期的に全社で開催しております勉強会等の活動を通じて、その周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

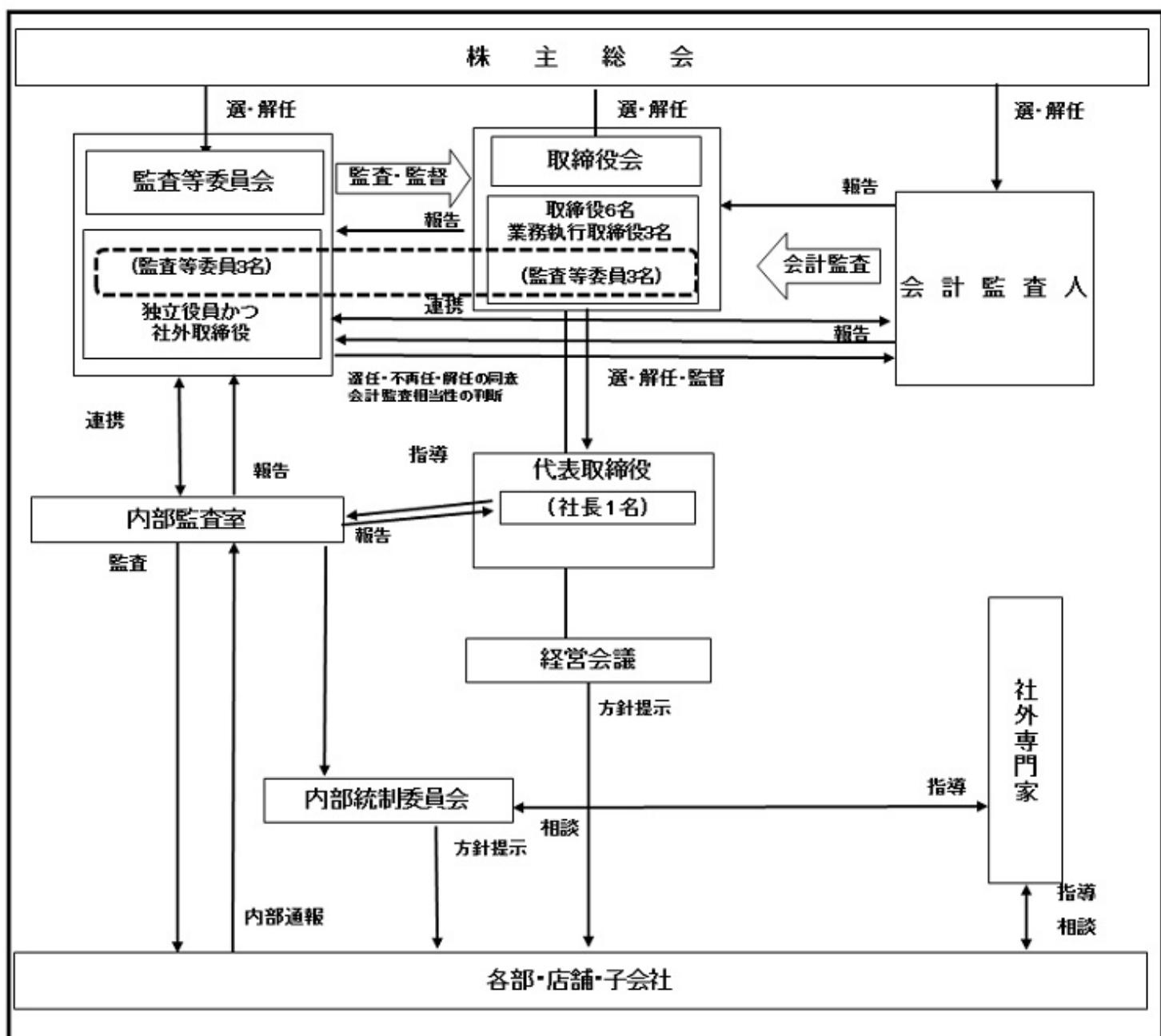
該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策は導入しておりませんが、その必要性に応じ、適時適切なタイミングで当社にとって最適な買収防衛策を導入することができるよう、市場環境等を注視しております。

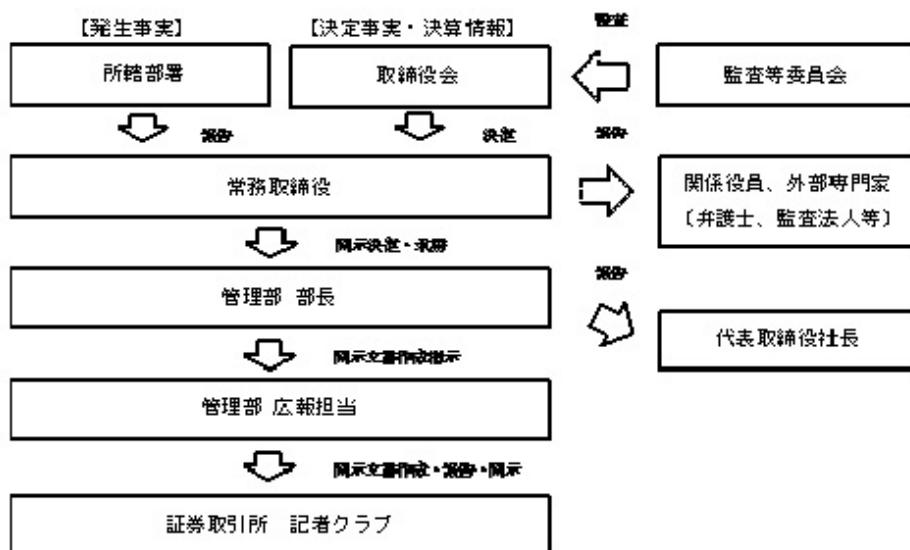
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの充実に向けて内部統制システム構築の基本方針として決定した事項を実行、検証、改善し、内部統制システムの一層の充実を図ることを最優先課題とし、内部統制委員会を設置し、従来各部門ごとに取り組んでいたコンプライアンスの徹底とリスク管理体制の構築を統括して全社組織的に推進しております。

また、内部監査室と監査等委員会の連携を深めることで、より実効性のある監査体制の構築を進めております。



【当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況】



会社の重要事実に関する情報は、内規（インサイダー取引防止に関する規程）に従い、次のとおり取り扱っております。

- ・発生事実が生じた場合は、所轄部署は管理部部長に、管理部部長は常務取締役に報告する。
- ・決定事実及び決算に関する情報は取締役会に付議され、審議のうえ決定される。
- ・常務取締役は、上記の情報について、関係役員や外部専門家に確認をとりながら、開示の要否内容を決定する。
- ・常務取締役は開示を決定したら速やかに管理部部長に開示の指示を出し、管理部部長は、代表取締役社長に報告するとともに、管理部広報担当に開示資料作成指示を出す。
- ・管理部広報担当は管理部部長の指示のもとに開示文書を作成し、管理部部長、常務取締役の承諾を得て速やかに開示する